

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 定期予防接種の期間延長

☎健康推進課☎内線4202

予防接種のために医療機関を受診することによる感染リスクを考慮し、受診を控えたことにより3月で接種期間が終了した予防接種の一部について、期間を延長します。

延長期間

令和4年3月31日(木)まで

※延長期間中は市外の医療機関では接種できません。

対象となる予防接種

◆乳幼児の予防接種

延長を希望する方は、事前に同課へお問い合わせください。

☑接種期間が2年4月1日～3年3月31日の予診票をお持ちの方

乳幼児の予防接種は、ワクチンで防げる感染症の発生とまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して接種年齢を定めて実施しています。接種を遅らせることのリスクも考慮してご判断ください。

◆高齢者肺炎球菌ワクチン

事前に医療機関へ連絡のうえ、接種を受けてください。

☑過去に同ワクチンを接種したことがない市民で、2年4月1日～3年3月31日に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった方

☑自己負担金5,000円(通年。右記補助事業の対象外)

※生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は、自己負担金が免除されます。

令和
3年度

国民健康保険税の 軽減判定の基準が変わります

☎保険課☎内線2383

今年1月1日に施行された地方税法などの改正による個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替など)に伴い、国民健康保険税の負担水準を現行と同じ水準とするため、軽減判定所得基準を変更します。

軽減判定所得基準表

軽減割合	変更前(2年度)	変更後(3年度)
7割	33万円	43万円+(給与所得者等(※1)の人数-1)×10万円
5割	33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※2)数)	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+(52万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

※1 給与所得者等とは、給与所得または公的年金等の所得がある方です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した方です。

令和3年度

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

☎健康推進課☎内線4202

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40%を占め、高齢者は特に重篤化する恐れがあります。今年度の対象者で接種を希望する方は、早めにかかりつけ医にご相談ください。

※新型コロナワクチンとの同時接種はできません。新型コロナワクチン接種後は、必ず2週間以上の間隔を空けてください。

☑過去に同ワクチンを接種したことがない市民で、①3年4月1日～4年3月31日に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方、②接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

☑市内協力医療機関(市ホームページに掲載)

※武蔵野市、調布市の協力医療機関でも接種できます(武蔵野市で接種する場合は、三鷹市総合保健センターで発行する予診票が必要)。

☑9月30日までに接種する場合：自己負担金5,000円(医療機関で支払い)

10月1日以降に接種する場合：自己負担金2,500円(医療機関で支払い)
※東京都の補助事業により自己負担額が軽減されます。

☑事前に医療機関へ連絡のうえ、健康保険証など年齢や住所を確認できるものを持参し、接種を受けてください

※生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は、自己負担金が免除されます。接種を希望する方は、事前に同課へお問い合わせください。



家庭用生ごみ処理装置の 購入費の一部を助成します

☎ごみ対策課☎内線2533

処理した生ごみは、堆肥として園芸や家庭菜園に利用でき、臭いも抑えられます。ごみの減量・資源化にお役立てください。

☑市民・市内事業者で、3,000円以上(消費税、付属品、送料を除く)のコンポスト容器または家庭用生ごみ処理機を購入し、市内に設置した方(助成は1基まで)

※ディスポーザー・業務用生ごみ処理機は対象外。

助成金額

購入金額の2分の1(上限20,000円、1,000円未満は切り捨て)

☑購入後1年以内に、①販売店発行の領収書(購入日・商品名・金額・購入者名の記載があるもの。通信販売などで購入の場合も領収書が必要)、②メーカー発行の保証書(購入日・商品名の記載があるもの)、③印鑑(ゴム印不可)、④購入者本人の口座が分かるものを同課(第二庁舎2階)へ

※審査のうえ交付を決定し、予算の範囲内で助成します。

みたかシティバスの運行内容を一部変更します

☎都市交通課☎内線2883

市内を走るコミュニティバスの安全性の向上を図るため、「三鷹ー境循環共同運行ルート(ムーバス7号路線)」の運行内容を一部変更します。

☑5月17日(月)から

変更内容

・「遊歩道入口」バス停の移設と運行ルートの一部変更

バスが停車した際に、後方の横断歩道との安全な距離が確保できないため、同バス停を武蔵境駅方向に移設します。また、バス停の移設に伴い運行ルートの一部を変更します(右図参照)。

・「堀合通り」バス停の利用中止

運行ルートの変更に伴い、5月16日(日)で同バス停の利用を中止します。

・一部バス停における発車時刻の変更

詳しくは市ホームページをご覧ください。

